

営業所技術者等の兼務の特例の適用を受ける監理技術者等に関する特記仕様書

1. 要件

本工事において、建設業法第26条の5の規定（以下「営業所技術者等の兼務の緩和」という）の適用を受ける主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という）の配置を行う場合は以下の(1)～(10)の要件を全て満たさなければならない。

なお、営業所技術者等の兼務の緩和は、監理技術者制度運用マニュアル「二一（5）②1）及び3）」による遠方（片道1時間から2時間の距離）の工事に対する緩和措置であり、非専任で近傍（片道1時間以内）の工事との兼務（監理技術者制度運用マニュアル「二一（5）②2）」については、従来どおりの取扱いとし、本特記仕様書に定める書類の提出及び現場での連絡員等の措置は求めない。

(1) 島根県（警察）が発注する建設工事で、請負金額が1億円未満（建築一式工事においては2億円未満）の工事であること。

なお、契約締結までは予定価格を請負金額として扱う。

(2) 下請次数が3を超えないこと。

(3) 当該建設工事に置かれる監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を各現場に配置すること。

なお、連絡員は当該建設工事と同業種の建設工事に関し、1年以上の実務経験を有すること。

(4) CCUS又はCCUSとAPI連携したシステム(※)により、営業所技術者等の兼務の緩和を適用する監理技術者等が遠隔から現場作業員の入退場が確認できる措置を講じること。

※ CCUS又はCCUSとAPI連携したシステムとは、建設キャリアアップシステムホームページの「認定システム一覧」で掲載されたシステムとする

URL : <https://www.auth.ccus.jp/p/certified>

(5) 建設現場に人員配置計画書（別紙1）を備え置くこと。

(6) 営業所技術者等の兼務の緩和を適用する監理技術者等が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォン、タブレット、テレビ会議システム等）が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な通信環境が確保されていること。

(7) 兼務する建設工事の数は、2を超えないこと。

(8) 営業所技術者等の兼務の緩和を適用する監理技術者等は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

(9) 営業所技術者等の兼務の緩和を適用する監理技術者等が兼務できる工事は島根県建設工事低入札価格調査制度実施要領第4条に規定する調査基準価格を下回った価格をもって契約された工事でないこと。

(10) 営業所技術者の工事現場への配置については、監理技術者制度運用マニュアル

「二-二(5)②1)～3)」の併用は認めない。

2. 営業所等の条件

営業所技術者等が兼務可能な営業所所在地は、発注者の管内及び隣接する警察署管内までとし（隠岐地区を除く。）、営業所から工事現場の巡回が可能で移動時間が概ね片道2時間以内であること。

3. 連絡員

連絡員は工程会議や品質検査等が工事現場等で同時期に行われる場合に、監理技術者等が遠隔から指示するにあたって、工事現場側にて適切に伝達する等、円滑な施工管理の補助を行う（事故等対応含む）ことを想定しており、以下の要件を満たす者であること。

(1) 連絡員は当該建設工事と同業種の建設工事に関し、1年以上の実務経験を有すること。

(2) 連絡員は当該工事に配置しなければならない。

なお、同一の連絡員が複数の建設工事の連絡員を兼務することは可能である。

また、一つの建設工事に複数の連絡員を配置することも可能である。

(3) 連絡員に当該建設工事への専任や常駐は求めない。また、連絡員の雇用形態については、直接的・恒常的雇用関係は必要ない。ただし、連絡員は当該請負会社が配置するものであり、施工管理の最終的な責任は請負会社が負うことに留意すること。

(4) 連絡員に変更が生じた場合は発注者に対し、連絡員変更届を提出すること。併せて、変更後の連絡員が1年以上の実務経験を有することが分かる書類を提出すること。

4. 入札参加資格申請における提出書類

(1) 本工事において営業所技術者等の兼務の緩和を適用し、監理技術者等を兼務する場合には、1(3)に定める連絡員、1(4)に定めるシステムを措置し、1(6)に定める通信環境が確保されていることを連絡員等届（別紙2）にて届出すること。

(2) 本工事の施工位置、営業所の施工位置がわかる位置図に移動時間を明記し、連絡員等届に添付すること。

5. 契約締結後における提出書類等

(1) 本工事において営業所技術者等の兼務の緩和を適用し、監理技術者等を兼務する場合には、1(5)で定めた各工種における、業務分担、連絡体制等を施工計画書に反映させ、人員配置計画書を添付し提出すること。

(2) 契約後の状況変化により営業技術者等の兼務の緩和の対象工事となった場合で、営業技術者等の兼務の緩和を適用する場合は、上記4の書類を提出し、要件を満たすことが確認された場合、現場代理人及び主任技術者等変更届及び上記5(1)の書類を提出すること。

(3) 変更契約等で営業技術者等の兼務の緩和の要件を満たさなくなった場合は、当該技術者の兼務は認めないため、現場代理人、主任技術者等変更届及び上記5(1)の書類を提出すること。